

# 船橋市教育委員会学習バス利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立の小学校及び特別支援学校小学部の校外における学習の充実を図るために運行するバス（以下「学習バス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 学習バスの名称は、キッズ船橋号とする。

(利用目的等)

第3条 学習バスは、次に掲げる学習に利用できるものとする。ただし、教育長が必要であると認めるものは、この限りでない。

- (1) 船橋市立一宮少年自然の家で行う学習（以下「一宮少年自然の家での学習」という。）
- (2) 船橋市総合教育センタープラネタリウム館で行う学習（以下「プラネタリウム館での学習」という。）
- (3) 社会科副読本わたしたちの船橋に沿って行う校外学習（以下「校外学習」という。）
- (4) ふなばし三番瀬環境学習館で行う学習（以下「三番瀬環境学習館での学習」という。）

2 学習バスは、前項各号に掲げる学習については、それぞれ1回に限り利用できるものとする。

3 学習バスに乗車できる者は、児童、教職員及び看護師とする。

(運行優先順位)

第4条 学習バスの運行優先順位は、次に掲げる順序による。

- (1) 一宮少年自然の家での学習
- (2) 三番瀬環境学習館での学習
- (3) プラネタリウム館での学習
- (4) 校外学習
- (5) 教育長が必要であると認めるもの

(運行範囲)

第5条 学習バスの運行範囲は、千葉県内とする。ただし、校外学習に利用する学習バスの運行範囲は、船橋市内及び隣接する市内とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要があると認めるときは、千葉県外への運行を認めることができる。

(運休日)

第6条 学習バスの運休日は、次に掲げる日とする。ただし、教育長が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用申請)

第7条 学習バスを利用しようとする者（学校にあつては校長、教育長が必要があると認めるものにあつてはその団体の代表者）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる申請書により総合教育センター所長（以下「所長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 一宮少年自然の家での学習 一宮少年自然の家学習バス利用申請書（第1号様式）
- (2) プラネタリウム館での学習 プラネタリウム館学習バス利用申請書（第2号様式）
- (3) 校外学習 校外学習学習バス利用申請書（第3号様式）
- (4) 三番瀬環境学習館での学習 三番瀬環境学習館学習バス利用申請書（第4号様式）
- (5) 教育長が必要があると認めるもの 学習バス利用申請書（第5号様式）

2 所長は、前項の規定による申請があつたときは、第4条に規定する運行優先順位を勘案の上、学習バスの利用を承認するものとする。

(運行計画の作成等)

第8条 学習バスを利用する者（以下「利用者」という。）は、学習バスの運行計画を作成しなければならない。

2 利用者は、前項の運行計画に基づき、事前に学習バスの運行を船橋市から受託している者と打合せしなければならない。

(安全指導)

第9条 利用者は、学習バスの安全な運行を図るため、学習バスに乗車する者の安全指導に努めなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。